



平成25年12月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## 消費者教育を考える

消費者教育推進法が施行されて1年が経ちました。消費者被害を取り扱う実務家の立場から、「消費者教育」を考えてみました。



12月5日、消費者庁の地方消費者グループフォーラムと文部科学省の消費者教育フェスタが札幌で合同開催されました。昨年12月13日に消費者教育推進法が施行されたことに伴い、省庁をまたいで取り組みがはじまりました。

消費者庁からは生涯を通じた消費者教育の体系イメージマップが提案され、世代と重点領域ごとにどのような消費者教育を行っていくかが示されました。

また、「**知識を伝えるだけではなく、考える力を育んでもらうことが重要**」という教育者側からの意見には、非常に考えさせられました。消費者被害を取り扱う相談員さんや法律実務家は、手口や解決方法などの知識を伝えることに重点を置きますが、さらにその知識を使って考える力を高めることで、不正な事業者をしっかりと見極め排除していく。個々の被害防止はもちろん、安心な社会づくりにもつながりますね。

札幌司法書士会でも「法教育」をテーマに高校や専門学校などへ講師を派遣したり、成人向けの相続・遺言教室や路上生活者の方への炊き出しでの法律教室を行う他、青年司法書士会が児童養護施設で法教育を行ったり、個々の司法書士が事業者向けに講義を行うなど、消費者教育活動に取り組んでいます。

考える力の育み方については、消費者被害などに関わる相談員さんや実務家と教育者とが議論をしていくことが重要です。具体的な被害と向き合う実務家の立場から、被害予防のために、どのような視点が必要なのかを考えてみました。

### クレサラ問題

貸金業法が改正されるまでの間、非常に多くの国民が高額な金利による支払に苦しむことになりました。(現在もけっして安い金利ではありません)生活が厳しかった人だけではなく、高収入であったり、大きな企業に勤めていたりした人もたくさんいました。

アイドルやタレントが出演するテレビコマーシャルによる宣伝や、一度契約した後の増額の勧誘などの事業者側からのアプローチの他、人間は問題を先送りしたり、額が大きくなると感応度が逡減していく特性(実験などによって、人がそのような傾向をもっていることがわかってきました)などがあいまって多額の負債につながることもあったでしょう。「金利が高いので借りないように」だけでは、「月5000円なら大丈夫」と判断したら利用し、突然の出費などや事情変更を特別なこととらえて借り入れを増やしてしまうかもしれません。お金を借りることは将来の自分からの借金とも言われているので、将来の自分を考える力が必要だということでしょう。お金は薬と同様に自分でコントロールすることが難しく、法規制も重要です。

### 投資詐欺

未公開株や投資、マルチ商法や情報商材などの、利得商法被害も古くから繰り返しくなりません。被害が起きても「欲がからんだ」と被害者なのに非難される傾向もあります。得をしたいという気持ちは誰にでもあるもので、そこを刺激される他に、親密な態度で近づいてきた詐欺的な事業者(ときにはもともとの知り合い)に人として信頼感を持ってしまい、断りにくくなるなどの心理的なことが原因となる場合もあります。また、一度投資をすると、それを取り戻すために引き返せなくなる傾向もあります。得をしたいという気持ちを自覚したり、信頼している人からの頼まれごとにごう対処するかを考えたりすることも必要です。また、おかしいと思ったらどのタイミングでも立ち止まって誰かに相談する発想も被害拡大を防ぐのに重要でしょう。



## ～新年の遺言書作成のススメ～

今年も年末となりました。

みなさまは年明けに新年の抱負を書かれますか？  
今年是非、新年の抱負の後に、『新年の遺言書』を書いてみられることをお勧めいたします。

### ○ 遺言書はいつでも・何通でも書けるんです

「遺言書なんて、縁起でもないわ。もっと年を取ってから書けばいいわ」と思っているらっしゃいませんか？遺言書は15才以上の人なら、いつでも、何通でも書いていいものです。一番新しい日付のものが有効になりますので、毎年書くと、最新のものが有効になります。去年と今年では、考えていることがちがうかもしれませんので、新年を迎えて毎年見直すのもいいですね。

### ○ 遺言書は自筆で書けるんです

遺言書にはいくつか決まりがありますので、それをきちんと守れば、有効な遺言書が書けます。

- ① 全文・日付・氏名を、自分で、手書きで書く。
- ② 印鑑を押す。(認印でも大丈夫です)
- ③ 改ざんされないよう封をしておく

※ 書きまちがえた部分は、決まった方式で直さなければならぬので、書き直した方が安全です。

### ○ 遺言書にはなにを書いてもいいんです。

法律的には、遺言書の効力は「財産の処分について」と、その他いくつかのことにしか生じません。しかし、法律的な効果とは別に、家族に対する気持ちを遺言書に書いておいてもいいんです。例えば「子ども達へ お母さんを大事にしてください。」と書いてあったら、残された奥様はうれしいでしょうね。

### ○ こんな方は遺言書を書きましょう

- ・お子さんがいなく、配偶者に全てをあげたい方  
(お子さんがいない場合、あなたの親御さん・兄弟姉妹・甥姪さんにも財産を相続する権利があります。遺言書がないと、残された配偶者はその方達と話し合いをしなければなりません)
- ・事実婚の配偶者に財産をあげたい方  
(事実婚の配偶者には原則的には財産を相続する権利はありませんので、遺言書がないとなにも残してあげられません。)
- ・親族以外の方(法人を含みます)に財産をあげたい方

### ○ 遺言書の注意事項

- ・子ども(孫も含む)、配偶者と親には「遺留分」という一定の権利が有り、遺言書でも排除できません。
- ・あなたが亡くなったときに、遺言書が見つからないと遺言書を書いた意味がないので、見つけやすいところに保管しましょう。
- ・自分で書いた遺言書は、あなたが亡くなった後に、家庭裁判所で「検認」という手続きが必要です。
- ・財産は変動するものなので、遺言書に書いた財産(例えば土地)を後で売却しても、その部分が効力がなくなるだけです。
- ・財産は変動するものなので、「妻に〇万円」よりは、「妻に私の預貯金の2分の1」のように割合で記載した方がよいでしょう

### ○ 遺言書のことで悩んだら、札幌司法書士会の各種相談センターへご相談ください。

※ 今回紹介した「自筆証書遺言」の他に、公正証書遺言、秘密証書遺言という方式があります。

### 編集後記

2013年、平成25年、巳の年も、もうあと僅か。(の時期に書いております。)今年も、どんな歳でしたでしょうか？もしかしたら、辛いことの多かった歳かもしれません。辛いことは、ご自分のことでしょうか？周りの出来事でしょうか？ご自分のことであれば、じっと身を潜めて、暴風をやり過ごすこともできますが、周りの出来事であれば、ただ、傍観するしかないことも多いですね。そんな時の方が、辛く悲しく感じます。「きりばたけ」を発行しながら、この広報誌は皆さんのお役に立っているだろうか？と、いつも自問自答しながら、編集会議を開いております。私たちのエネルギーは「皆様からの反応」によって生まれます。来年も、また一生懸命発行しますので、どうか多くのご意見をお寄せいただきたく思います。本年のご愛読を感謝いたします。そして、皆様にとって、来年も良い歳でありますように。ありがとうございました。

## 司法書士会からの おしらせ

賃貸トラブル、相続登記、債務整理など…  
ご相談ください 司法書士による電話相談  
困りごと “ほっと” ライン

相談専用ダイヤル  
**011-211-1585**

※相談は無料 通話料はご負担ください

相談受付 月～金 13時から16時  
(祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)